

総合計画審議会 部会第4回合同会議会議録

日時：平成17年1月30日（日）午前10時～同10時50分

場所：河内長野市役所7階701会議室

【大給企画経営室長】

おはようございます。委員の皆様には、本当に、お休みのところ、何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、ご案内の通り、「元気なまちづくり部会」、そして、「調和と共生のまちづくり部会」、「協働のまちづくり部会」の3部会合同形式で、会議を開催させていただきます。

本日の案件につきましては、これまでの部会での議論を元に、基本構想素案を作成いたしました。その説明を合同形式で説明させていただきまして、説明の後に、各部会に別れていただきまして、議論をお願いしたいという風に思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、予め市の方から、委員の皆様方に郵送させていただいておりますが、まず、「河内長野市第4次総合計画基本構想（素案）」16ページものがございます。それと、A4横長の1枚で、「基本構想素案の概要」、図式化しているものがございます。それと、A3の「河内長野市第4次総合計画基本構想骨子（案）と基本構想（素案）の新旧目次対照表」でございます。最後に、A3で、「河内長野市総合計画審議会第3部会別意見集約1月8日現在」となっているものがございます。資料につきましては以上でございますけれども、お持ちでない方は事務局の方に申し出ていただきたいと思っております。皆さん、お持ちでしょうか。そうしましたら、よろしいでしょうか。

それでは、ただ今から合同会議に入らせていただきますけれども、本日の議事進行につきましては審議会の副会長、また、同時に、「元気なまちづくり部会」の部会長であります福井先生をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【福井副会長】

それでは合同部会を早速はじめたいと思っております。本日は、これまで審議会と各部会の3回の議論を元に、正副部会長会議でも議論をして、「基本構想（素案）」を作成いたしました。ただ今、お手元にあることを確認させていただいたようでございます。では、この資料説明を事務局の方からお願いをいたします。

【小川企画グループ主査】

早速ではございますけれども、この度ご提案させていただいております、「第4次総合

計画基本構想（素案）」の概要につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の資料、先ほどご案内がありました通り、今回の概要を図式化いたしました、A4 横の資料がございます。こちらに、今回ご提案させていただいております、「基本構想（素案）」を図式化しておりますので、そちらを見ていただきますと大枠のイメージが掴んでいただけるのではないかと思います。第 1 章で「まちづくりの基本構想」といたしまして、「まちづくりの歩みと資源」、そして、「本市を取り巻く時代潮流」、そこからまちづくりの方向性というのを導きだしております。それら第 1 章に基づきまして、「第 2 章 まちづくりの目標」といたしまして、今までご審議いただきました 3 つの理念と 5 つの都市像、そしてそれを実現するための仕組みというような形で訂正しておりますので、ご参考に見ていただければと思います。

この度の素案につきましては、前回、第 2 回の審議会の折にご説明させていただきまして、その後、3 回に渡る部会でご審議いただきましたこの骨子案から、皆様のご議論、そしてまた、庁内の方の議論も踏まえまして、この度、構想の素案という形で取りまとめさせていただいております。それぞれの部会の議論につきましては、正副部会長の皆様方に集約していただきまして、正副部会長会議というものも持ちまして、それぞれの部会の意見を調整させていただいております。それらを踏まえましての今回のご提案になっているということでございます。

それでは、前の骨子案からどういう形で変わっているかにつきましては、目次の新旧対照表をご覧くださいなのですが、以前は、骨子案の第 1 章で、「第 4 次総合計画の性格」ということで、機能、ねらい、期間というようなことで、3 本立てであったのですが、こちらの方は、今回は「序章」という形で、「第 4 次総合計画の概要」ということで、まとめさせていただいております。

そして、第 2 章につきましては、「計画の背景」、そして、「本市の歩みと発展の可能性」となっていたのですが、構成といたしまして、やはり、まず、本市の歩みと資源、それらを記載した上で、その後、「本市を取り巻く時代潮流」という形でやった方が、構成としては良いのではないかとということで、順番を入れ換えまして、それらを踏まえて、「これからのまちづくりの方向性」という項目を、新たに設定させていただいております。それで、この方向性の中で以前、骨子（案）の時では、「基本フレームの目標」としておりました人口、あるいは、都市構造といったものを、この「まちづくりの方向性」の中で包含しております。第 3 章の、まちづくりの基本理念と目標につきましては、そのまま踏襲いたしまして、第 3 章といたしまして、そのための重点施策、そして、計画推進の仕組みという風な形で構成の方を変更させていただいております。こちらにつきましては、また改めてご覧いただければと思います。

そうしましたら、早速、「基本構想（素案）」の内容の方をご説明させていただきたいと思っております。素案をお開きいただきまして、1 ページ目なのですが、先ほどご説明いたしました通り、骨子案での性格としていたところを、序章で、「第 4 次総合計画の概

要」として、まとめております。これまでの総合計画の策定の中で、みどり、自然を活かした都市づくりを進めてきたという点です。ところが、この第4次総合計画は、これまでの総合計画と大きく時代環境が異なっていると。右肩上がりが終わり、選択と集中、そしてまた、その選択の基準となる視点の明確さが重要ではないかと。さらに、行政主導のサービス提供から協働型のサービス提供に転換していく必要があるのではないかと。そういったことを踏まえまして、この度の総合計画では、選択と集中を行っていく視点、そして、具体的な施策及び推進の仕組みを具体的に示すということを目的に策定したということにしております。計画の構成と期間ということで、従来通り、構想計画で10年間、計画については必要に応じて見直す、実施計画については3ヶ年計画とし、毎年度策定していくということにしております。

続いて、2ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは第1章といたしまして、先ほど申し上げました通り、若干構成の方を変えております。まず、「まちづくりの歩みと資源」ということで、本市の弥生時代以来の歩みを整理しております。今回は、前回とほぼ変わらないのですけれども、付け加えましたのが、2ページの下から2つ目の点なのですけれども、「人口の拡大とともに」ということで、簡単ですけれども、これまでの都市化、まちづくりの歩みの概要をまとめております。これまでの様々な都市基盤の整備、そしてまた、福祉、コミュニティ、文化、教育等の施設の整備、あるいは、情報公開、バスの運行、ごみシール制等のソフト施策、こういった12万都市にふさわしい市民サービスの充実を図ってきたというようなことの歩みを付け加えさせていただいております。

2点目、「本市の有する資源」といたしまして、従来通り、「豊かな自然と文化」、「ほぼ充実しつつある都市基盤」、「活発な市民活動、豊富な人材」ということでまとめさせていただいております。こちらは、若干の文言の整理、文章の追加等をしておりますけれども、特に大きく変更しておりません。ただ、4ページの「活発な市民活動」のくだりの最後の点で、自治会・町会への加入の低下が見られるものの団塊の世代を中心としまして、これから様々な経験や知識を持った方が地域に帰ってくるという状況につきまして、付け加えさせていただいております。

続きまして、それらの「本市の歩みと有する資源」を踏まえまして、5ページの、本市を取り巻く状況なのですけれども、ここにつきましては、全般的に、これまでは全国的な状況、一般的な状況、時代状況をご説明しているくだりだったのですけれども、やはり、本市にとってどうなのかというようなところをもう少し整理すべきではないだろうかというご指摘をいただきまして、全国的な状況と、そして、その次に、本市ではどうなのかということで、文章の方を整理させていただいております。それらを踏まえまして、5ページの「人口減少社会の到来」ということで、ここも、少子高齢化の進行というようなことも強調すべきではないかということで、タイトルも付け加えさせていただいておりますけれども、とりわけ、この点につきましては、なぜ人口が減少したのかとい

うところをもう少し書くべきではないだろうかというご指摘を踏まえまして、2番目も点の部分を付け加えております。「40年代後半以降に転入した世帯の『親世代』の高齢化が進行する一方、『子ども世代』の市外への転出が続き」、これまでは、それを補ってきたファミリー層の転入があったのですけれども、これが減少してきたということで、減少傾向になっていると付け加えております。

そして、2点目、「安全安心への信頼の揺らぎ」ということで、前回の骨子案までは、一般的な状況を書いていたわけなのですけれども、今回ここに、新潟の震災の件を付け加えているのと、本市の状況ということで、骨子の下から3点がそういう形になります。本市はこれまで大きな被害は無かったけれど、やはり、備えが課題になっているという点と、犯罪発生率は、府内では低いのですけれども、事件数そのものの絶対数というものは増加しているということでございます。その一方、食品の安全性への信頼の揺らぎを背景としまして、地元産品の地元での消費等の動きが進んでいるという本市の状況を付け加えております。

3点目、「より重要となった環境との共生」ということで、これまでの全国的な、あるいは、また、国際的な状況を踏まえまして、5ページから6ページ、6ページの最後の3点で、本市の状況をご説明させていただいております。この豊かな自然というのが本市の特徴であり、今後とも守るべき誇りであるという点、また、これまで、環境保全に関する様々な条例の制定などの取り組みを明示したと。そして、また、環境への意識が高い市民のご協力の下、リサイクル活動も展開されているという点を付け加えさせていただいております。

そして、4点目、「地方分権の進展と財政悪化」につきましても、全国的な状況の整理と、それを踏まえての本市の状況を整理しております。全国的には分権の流れが強まっていると。しかし、一方では、国、地方を合わせた財政の状況が厳しい中、今後、社会基盤の維持管理コストの急増というのが予想されていると。本市では、これまでも、2度にわたって、財政再建団体の経験がございましたけれども、これを教訓として、行政改革につきましても先進的に取り組んで参りましたし、また、他市に先んじての独自条例の制定など、自立したまちづくりを行ってきたと。しかし、やはり、本市の税収も多分に漏れず減少してきているということで、これまでの経験したことのない局面を迎える中、「選択と集中」が不可欠になっているという風な形で、状況を整理しております。

そして、5点目「まちづくり、社会づくりへの市民の参画拡大」につきましても、これまでの部会等のご意見をいただきまして、新たに付け加えている状況でございます。今回の第4次総合計画を巡る時代背景としましては、こういった市民の参画の拡大といったものは、大きな特徴ではないかということで、1つ付け加えている項目でございます。これまでの住民ニーズの多様化によりまして、行政主導ではなかなか対応できないと。また、自治会、町内会と、これまで中心的な役割を果たしてきた組織に加えて、NPO、NGOといった、新たな組織活動が活発化してきておりまして、行政、あるいは、企業

との対等な関係を構築しつつあるということです。本市につきましても、自治会、町内会等の加入率が低下しつつありますけれども、依然として、こういった組織が地域社会の中心となっているとともに、一方での、ボランティアグループでの活動も活発化してきていると。今後、そういったパートナーシップづくりに向けて、情報の共有や相互信頼関係の形成というものが進められつつあるのではないかと考えています。

そして、6点目「高度情報化社会の進展」につきましては、これまでの全国的な状況に加えまして、下から2点、本市の状況を加えております。電子市役所に向けた取組みを進めているとともに、インターネットの活用によりまして、市民の皆さんの利便性も高めていると。そして、また、早くから情報公開に取り組むなど、市民との情報の共有をこれまでも積極的に進めてきておりまして、今後もその充実が課題となっているという点を付け加えさせていただきます。

これら、これまでの歩みと資源、本市を巡る時代状況を整理した上で、3点目「これからのまちづくりの方向性」ということで整理しております。これは、今回新たに設定した項目でございます。「量的拡大から質的充実への転換」ということで、これまでの時代潮流のうち、やはり、人口減少、少子高齢化の進展をどのように捉えるかといったことが、特に重要な問題ではないかと考えています。これまで、ベッドタウンとして発展してきました本市にとりましては、人口増加こそが原動力でありまして、これまでは、15万人を想定したまちづくりを行ってきました。しかしながら、今の局面というのは、その原動力が失われつつあるということを意味しております。一方で、我が国全体が人口減少、少子高齢社会の流れにある中で、即効性のある対応策や解決策が見いだせない状況にある中で、本市のみが、これに歯止めをかけ、再び人口を増加させるということは、それに必要なコスト、本市の置かれた地理的、社会的条件から考え合わせても、現実的ではないのではないかと。むしろ、人口が増えるべき、あるいは、減ったままでいいという、人口の増減そのもの、人口規模自体よりも、まちの活力の維持・充実そのものを目標とすべきではないかと考えています。

本市には、これまで整理して参りました、多くの資源がございます。8ページに参りまして、「『まちの活力』の維持・充実」は、本市の有する貴重な資源の維持・活用、すなわち、『地域資源の循環』を活性化させることによって実現できると。さらに、また、「例え人口の『規模』は小さくなくても、そこに住む人々の『活動』の内容や時間が拡充・拡大することにより、実質的な活力を維持・拡大する『活動人口』を増加することによって、『まちの活力』を維持・充実」を図られるのではないかと考えて、これらの利活用によりまして、「住みたい、訪れたい」という、まちの魅力を高めていくということでございます。この第4次総合計画では、「まちづくりの基本的視点を、量的拡大から質的充実へ転換するとともに、地域資源の循環を通してまちの活力を維持・充実していく」ということを基本方向とするということでございます。

それらの状況を踏まえまして、人口につきまして、このまま続けば11万人前後になる

ものと推計はしておりますけれども、上記のまちづくりを行うことによりまして、魅力を高めて、結果として、流入人口の増加も見込めるということで、総合計画期間の平成27年度末には11万人から12万人の想定ということでございます。あくまでも、結果としての想定という形で表現しております。ですから、推計につきましては、あくまでも11万人前後ですけれども、努力の結果によっては、12万人も想定出来ると。また、先ほど申しましたように、人口そのものは目標ではないということでございます。

都市構造につきましても、前回の総合計画の時点から大きな変化はないということで、3つのゾーン分けを、右にも図式化しておりますけれども、市街地ゾーン、環境共生ゾーン、山林保全ゾーンの3つのフレームの設定につきましては、第4次総合計画でも引き継いで参りたいと。その中で、これまでの経緯も踏まえながら、それぞれの地域の状況、経緯も踏まえながら、また、社会経済の情勢、景気の動向なども見極めながら、民間活力を前提としまして、上記で申し上げておりますような、まちの活力の維持、あるいは、充実、そして、また、活動人口の受け皿となりうるような機能配置を図っていければいいのではないかとということでございます。この点につきましても、あくまでも基本構想ということで、この程度の表現に留めておりますけれども、より具体的な部分につきましては、今後、基本計画等で具体化されていくことになってこようかと思っております。以上で、第1章の「まちづくりの基本方向」について説明してまいりました。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思うのですが、以降、それらの「まちづくりの基本方向」の整理を踏まえまして、まちづくりの3つの理念と、そして、また、5つの都市像ということで整理させていただいております。

これまでのご審議の中で、これまでの時代背景から、この3つの理念の結びつきが分かりにくいというご意見もいただいております。先ほどご説明いたしました、これまでの本市の歴史、そして、時代背景、基本方向を踏まえましての、今後の3つの理念だということで整理をさせていただいております。基本的には、この点につきましては以前の骨子から変わっておりませんが、より内容を具体化、豊富化しております。

1点目「調和と共生のまちづくり」につきましては、自然が最大の魅力であるということと、この森林自身の機能、市街地を守る役割を果たすなど、共生等が裏打ちされてこそ、生活環境が成立するといった点を付け加えております。さらに、自然との調和と共生だけでなく、異なる価値観や生き方を持った人々、男と女、外国人と日本人、障害者と健常者など、より具体的に、この点について表現を付け加えさせていただいております。そして、また、都市基盤整備との関係、地域が有している人的資源との有機的な活用が、物質面、精神面の両面における調和と共生に結びついていくと。こういう点につきましても、付け加えさせていただいております。

そして、2点目「元気なまちづくり」につきましても、とりわけ、これまで本市で過ごす時間の少なかった団塊世代が定年を迎えるといったことです。その培われた能力の発揮を踏まえた、新しいビジネスの創造などの可能性につきましても、付け加えさせていただ

だいております。そして、また、時代を担う子どもの育成といったところの記載を充実させていただいております。本市の将来の希望へとつながっていくということで、11ページの最初の点で、記載の方を加えております。

3点目「協働のまちづくり」というところで、これまでのニーズの多様化から、画一的なサービスではなくて、多様なニーズに十分に対応出来ない場面が多くなってくのではないかという点を付け加えさせていただいております。そして、また、最後の点で、本市でもNPOやボランティア活動の活発化によりまして、参画意識が高まっているという状況。そして、これからは行政だけが市民サービスを提供するのではなく、市民から市民にサービスを提供する仕組みが重要であるといった点を付け加えさせていただいております。

そして、11ページの下の方の「都市の将来像とまちづくりの目標」というところでは、この、都市の将来像は一応、仮で埋めさせていただいておりますけれども、今後、皆さんのご審議の中で、より良い案があろうかと思っておりますので、また改めてご議論いただければと思いますけれども、今回はとりあえず、今からご説明いたします、5つの都市の目標を言葉として単純にくっつけただけでございます。「みんなで創る」といった点は、自立と協働、「緑とうるおい」ということは環境調和、あるいは、共生共感ということで表現しております。そして、「安全安心都市」、「元気創造都市」という要素を、とりあえず言葉で単純にくっつけただけでございますので、今後、皆様の方でご審議いただければと思います。

まちづくりの目標につきましても、申し上げました通り、3つの理念に基づきまして、5つの目標ということで、12ページから13ページに整理させていただいております。こちら、ほぼ、前回の骨子とは変わりませんけれども、別表で整理しておりました基本目標につきまして、このような形で、それぞれの都市像の下に基本目標を表現するような形で、構成の方を整理させていただいております。とりわけ、ご審議いただいている中で、付け加えました点が、2点目の「共生共感都市」の中で、人権の尊重といった点を付け加えさせていただいております。そして、また、「元気創造都市」につきましても、先ほど来からの説明と重複いたしますけれども、団塊の世代の方々が地域に帰ってくるということで、活性化していただくという点。そして、また、20年、30年先を見越した教育の展開、次世代の育成といったところを強調しております。その結果として、ファミリー層の流入につながるのではないかとこの部分を、特に強調して付け加えております。

そして、また、13ページの「安全安心都市」の中で、今後、高齢者が増加するという点で、これまで以上の安全安心対策を必要とするということで、骨子の2点目で、安心して歩くことの出来る環境づくりに努めるという点を豊富化しております。

そして、5点目、「自立協働都市」の中で、情報の共有と情報の交流、あるいは、行政がコーディネーターとなりまして、支援していくという仕組みといった点を付け加えさ

せていただいております。

第2章のまちづくりの目標を踏まえまして、15ページに、「目標達成のための重点施策と計画推進の仕組み」ということで、1点目、先ほどご説明させていただきました3つの理念に基づきまして、それらを実現するための重点施策といたしまして、それぞれ、3つの理念に基づく3つの企画を、仮の案としてご提示させていただいております。

1つは、「居住環境の充実」ということで、自然と生活の融合を図る施策。そして、また、2点目としまして、「地域力の向上」ということで、人と資源の活用や循環、そして、また、3点目としまして、それらを実現するために協働の仕組みの確立、それがそれぞれ、3つのまちづくりの理念、「調和と共生」、あるいは、「元気なまちづくり」、そして、「協働のまちづくり」から導き出される、3つの施策として提示させていただいております。しかし、まだ、これは見ての通り、タイトルを書いているだけでございますので、今後の部会の中で、そういった点をより豊富化、具体化していくような形で、ご議論の方を進めていただければという風に考えております。

そして、2点目は、それらを推進するための仕組みということ、時代環境の変化によりまして、枠組みを変更する必要性も生じてくるであろうということと、そして、また、この計画そのものをきっちりと実現できるような形にしていこうということ、「(1)定期的な進捗確認とフィードバック」ということで、何らかの数値的な目標を設定いたしまして、達成度を把握していく、そして、また、人口推計、時代環境なども再確認していくということです。そして、これを具体化します基本計画につきましても、また、行政の方で策定してまいりますけれども、ここでも、行政評価システムと連動した形での仕様の設定をして参りたいということです。それらを踏まえて、必要に応じて基本計画の見直しもあり得るということでございます。

「(2)優先順位づけや役割分担による効率的な事業推進」ということで、それらの進捗状況を踏まえまして、重要性、緊急性、市民ニーズの分析を通じて、優先順位を確認するとともに、客観的な財形推計に基づきまして、事業の採択に反映していこうということでございます。

そして、16ページの点の1つ目では、部会の議論の中でも縦割り行政の弊害ということが、これまでであったのではないかとご指摘を踏まえまして、こちらに記載しております。総合計画の実現については、組織横断的な取組みが必要であるということ、横割りの分野的ごとの計画の策定、あるいは、総合的な取組みが出来る体制整備を行っていかねばならないのではないかとございます。

そして、3点目としまして、市民参加による何らかの進行管理、総合計画を見届けていく管理の体制というのが必要ではないかと、整理させていただいております。この第3章につきましては、全般的に、今回新たに付け加えさせていただいている項目でございます。

以上、非常に簡単で申し訳なかったのですが、これまでの3回の部会でのご議

論、そして、正副部会長会議での調整、そして、また、市役所庁内での議論を踏まえまして、この度、「基本構想（素案）」として、提示させていただきましたもののご説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【福井副会長】

ご説明ありがとうございました。

この後、各部会に分かれて審議をお願いするわけでございますけれども、ただ今の説明に対して、全体に関わることで是非今のうちにということがあればどうぞ。

【岩本委員】

直接、今ご説明の内容には関係がないのですが、我々審議委員は、この会議に毎回出席いたしまして、自分の思いとか考えを述べる事が出来るのですが、実際にこの総合計画を施行するにあたって、やはり一番大事なのは、この河内長野市に奉職されている職員の方が、果たして、この総合計画を策定するにあたって、どのように関わっておられるのか。我々で言いますと、自分の会社を良くするために、自分の会社の先の計画のために、「こういう風にしたらいい」と、社員に色々と提案させたりするわけですが、実際に河内長野市では、職員の方がこの総合計画に関わっておられるとしたら、どのような形で関わっておられるのですか。少なくとも、企画グループの皆さんは関わっておられると思うのですけれども、一般の職員の方々のそういう思いですかアイデアというものが、ここに活かされているのかどうかという点が1点と、もう1つは、毎回このようなケースの場合は、市の場合、往々にしてコンサルタントをお使いになっている場合があるかと思うのですけれども、今回はやはり、そのようなコンサルタントを使って最終の仕上げをすとかいうこと、利用されているのであれば、いつからどのようにされておられるのか、その辺をお聞きしたいのですが。と言いますのは、我々はこういう風に、毎回出席しているのですけれども、果たして、どのようにこの意見が反映されるのか、そして、また、外部からの、我々以外のところと果たして調和のとれた審議というのができていくのかということが心配です。

【福井副会長】

事務局からご説明をお願いします。

【小川企画グループ主査】

岩本委員の方からご質問いただきました、職員の意見等の反映につきましては、まず、庁内の組織といたしまして、策定委員会というものを設けておりまして、助役を委員長といたしまして、各部長級が参画している組織なのですけれども、こちらが、庁内では、今回の総合計画では、意思決定機関と言いますか、一番上に位置する会です。

その下で、政策分野ごとに策定部会というものを設けております。これにつきましては、部長級、次長級、あるいは、課長級の職員、全員ではございませんけれども、その政策面に関わる職員にご参画いただいております。

その下で、作業部会というものを設けておりまして、これは課長補佐、あるいは、係長級、現場の一線で働いている担当職員といった者で構成しておりまして、そこで、主にこの基本構想の説明、また、ご意見を頂戴しながら、また、この基本構想に基づく基本計画を主に策定する作業をしていただいております。

また、基本計画の方ですが、作業部会でこれまでかなり熱心に議論していただいているのですけれども、それにつきましては、その原案は、やはり、それぞれの所管の各課の方でご提案いただいております、そちらで各課の職員の意見などが集約されているのではないかと考えております。

それと、加えて、本市につきましては、職員提案という制度がございまして、昨年度の職員提案の際には、この第4次総合計画というものをテーマにしまして提案募集を行いまして、何点かの提案をいただいているという状況でございます。

今後、また、もちろん、この総合計画審議会の皆さんのご議論と平行いたしまして、審議会委員の皆様のご意見も踏まえながら、庁内の方でも議論をこれから深めていきたいと。各職階の意識や意見を反映出来るような形で進めて参りたいと考えております。

2点目のコンサルタントの関係でございますけれども、これにつきましては、昨年度以来、株式会社日本総合研究所、今日も3名ほど来ていただいておりますけれども、に業務委託ということで、専門的な見地から、日本の全体の状況、あるいは、各地の先進事例、もちろん、日本総研さんとしましても、他市でも様々総合計画に関わっておられますので、そういったものの情報、そして、また、昨年度実施しました市民アンケート等につきまして、これはなかなか、専門的な手法がないと分析出来ませんので、そういった、専門的な知識等を活用しながら、今回の総合計画につきまして、お手伝いいただいております。例えば、具体的に言いますと、毎回の会議の議事録を作成いただいたり、また、今回も参考資料でお付けしてはいますが、各部会の意見の集約なども作成いただいておりますし、もちろん、この基本構想（素案）、そういった皆様のこれまでの議論の内容の分析、分類分け等をしていただきながら、基本構想の文章の中に盛り込んでいただくというような形でお手伝いしていただいております。もちろん、我々企画グループ事務局といたしましても、コンサルタントと日々議論を重ねながら、今回こういう形で提案させていただいているというような状況でございます。少し長くなりましたけれども。

【福井副会長】

今の説明でよろしいでしょうか。

【岩本委員】

はい。

【福井副会長】

他に全体に関わることで。どうぞ。

【大田委員】

今回出された項目表でございますけれども、「第1章 まちづくりの基本方向」となっているのですが、これはどこが方向なのですか。これは、要するに、潮流であるとか現在の背景が書いてあるだけでしょう。これがなぜ方向なのかということを知りたいのですが。むしろ、前回に出された形の方が、方向性の形としては正解なのではないかなと思うのですが。

【福井副会長】

事務局から説明がありますか。私の判断といたしまして、ただ今のご質問は非常に基本的なことで重要なことではありますけれども、これに対する質疑応答、議論をするには、相当な時間が必要であり、細かなことについても確認をした上で、議論をしないと出来ないと思いますので、大田委員が了承していただけるのならば、大田委員が属し、私が部会長をしている元気部会で協議、その元気部会でも、事務局からは出席していただけますので、審議していただきたいと思うのですが。

【大田委員】

ちょっと待ってください。これは部会の方では論議はしたくないのです。なぜかと言うと、そちら方に時間をとってしまうというのは問題があると思いますから。むしろ、事務局や部会長会議のようなところで討議していただいたらいいのではないかなと。その返事をいただければいいかなと思います。

【福井副会長】

わかりました。それでは、ただ今の大田委員のご提起の問題は、本日中に審議をするべきものではないということですね。

【大田委員】

はい。

【福井副会長】

では、そのように受け止めていただいて、もし追加することがあれば、部会の方で言

っていただきたいと思います。

【大田委員】

それから、ちょっと、この素案の中で、非常に気にかかるところが入っています。一応、人口推計 11 万人となっている分を、総合計画では 12 万人とすると。これは、11 万人と 12 万人ですと、税収も変わってくれば、それから、施策というのも全部変わってきます。なぜ、11 万人の推計があって、12 万で想定しますとになってしまうのか。これは、今、説明をいただきたいのですが。

【福井副会長】

事務局、説明出来ますか。12 万人と断定しているのか。

【小川企画グループ主査】

この点につきましては、第 2 回においてでしょうか、資料の方でも、人口推計ということで出しまして、現在のこの傾向がそのまま続けば、27 年度末には推計値としては 11 万人になるかと。ただ、ここで、まちづくりの基本方向ということで説明いたしております、質的充実への転換ということを図れば、結果として流入人口が増えて、11 万人から、あるいは、12 万人、12 万人ですと、ちょうど現状維持になるわけですがけれども、といったものが想定されるのではないかというような形での説明としております。

【大田委員】

ですが、この 12 万人というのは目標になるのでしょうか。この総合計画の中では、12 万人と書いてあるのですよ。ということは、12 万人を目標にして進みましょうということになっているのです。

【小川企画グループ主査】

この度の素案につきましては、ちょうど、先ほどのご質問にもありましたけれども、「第 1 章 まちづくりの基本方向」の結論部分であります 3 点目、「これからのまちづくりの方向性～量的拡大から質的充実への転換～」といったところで説明しているのですけれども、これまでは 15 万人を目指すということで、人口の規模そのものを目標としていたわけなのですけれども、今回につきましては、そういった人口規模そのものよりも中身、活力の維持・充実そのものを目標とすべきではないかということで、今までの量的拡大から質的充実へと転換していこうということでございますので、人口そのものをこの第 4 次総合計画、この素案では目標としていないということでございます。

【太田委員】

そうしたら、11万人でいいのではないですか。

【久委員】

ちょっといいでしょうか。これは、正副部会長会議の中でも議論したのですけれども、今までは量的な人口を目標にしてきました。大田委員がおっしゃるように、確かに過大な評価をしてしまいますと、税金に狂いが生じてきます。ということで、例えば、11万人という非常にシビアな評価をさせていただいて、結果、そこそこしかいかないわけなのです。それでも耐えられるように、さらにプラスアルファすれば、それはそれで方向性は変わってくるわけですので、そういうシビアな評価の中で、今回はまず、考えさせていただいたと。しかし、11万、12万にするというようなことではなくて、例えば、税金の話でも、お金で解決しようとするのならば、確かに、お金が増えないといけないということがございますけれども、今回の場合は、例えば、お金がなくてもやらないといけないということになれば、市民のご協力とか色々な形で、金ではないところでそれを実現するような方策も考えられるのではないかと。そういうことも含めて、あえて量にこだわらずに、別の形、「活動人口」であったりという、別の発想の中で、今後10年間は施策が組み立てられるような、新たな目標像みたいなものを想定出来ないだろうかという想定の下で、11万から12万というような、今までとは少し違う想定の仕方をさせていただいているということなのです。

【福井副会長】

大田委員に確認をいたしますけれども、当初のご質問の根拠になっているのは、「構想（素案）」の8ページの真ん中辺りに書いてある、「第4次総合計画では、平成27年度末の人口を11万人から12万人と想定します」という部分ですね。

【大田委員】

はい。

【福井副会長】

これは想定であって、12万人をきちっとした目標としているのかどうかというご質問ですか。

【太田委員】

いえ。その上に、推計として、「11万人前後となります」と書いてあるのですよ。そうしたら、その数字でいいのではないかとということなのです。それを、12万人という言葉をごここに代入してしまえば、当然そこで、財政的に、12万人の財政を組むことができるわけですよ。

【福井副会長】

いや、「組むことが出来る」ではなくて、そのことを目標とすると書いてあるわけではないのです。ですから、目標かどうかというご質問ですか。それには、今の事務局で、目標ではないと。

【大田委員】

なぜ12万人が入ってくるのかよく分からない。書かなくてもいいのではないですか。

【農野委員】

ちょっとよろしいでしょうか。実は、人口規模というのは、やはり、その市における行政基盤、重要な要素だと思います。当初、目標にするかどうかという議論があって、人口を目標にするというのではなくて、都市活力を目標にするという話で、ですから、7ページのところで、下から2つ目の点ですが、「『まちの活力』の維持・充実そのものを目標とすべきである」という、そういう視点を明確に出そうということなのです。

とはいえ、人口想定、そして、人口の推計を書かないというのは、計画としては成り立たないという議論を私が出したのですけれども、そのような辺りで書いていただいていることなのです。恐らく、11万人前後というのが、一番、推計されているわけですが、推計値だけでいってもいいものかどうか、その辺も若干議論があったかと思うのですが。これはあくまでも想定でありまして、むしろ、私は人口規模を前面的に出すよりも、そういう都市の活力というのを目標に置いて、そして、今回、この総合計画の中では、推進する仕組みの辺りで指標のイメージ、行政評価システム、状況確認、そして、進捗状況、その上の市民ニーズや時代環境の変化に応じて、基本計画を見直しながら進めていくということが書かれていますので、結論として、11万人という推定が出ているので、それより下に下げて想定するわけにはいかなくて、やはり、少し上限辺りを想定出来たらと、それぐらいのことだと思うのです。

【福井副会長】

大田委員にもう一度確認いたしますけれども、要するに、ご意見の核は、12万人という具体的な数字は書く必要がないと。前段に書いてある11万人前後だけで良いのではないかとということですね。

【太田委員】

はい、そういうことです。

【福井副会長】

はい、わかりました。では、このようなご意見があったということを踏まえまして、各部会で必要ならば、議論を続けていただきたいと思います。他にも手を挙げておられる方がございますけれども、皆様のお手許に前もって、行っていると思いますが、本日の日程については、この合同部会を40分位まで行いまして、45分から各部会に分かれてという予定になってございます。私としては、この辺で合同部会は打ち切って、問題は各部会で継続審議していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

【谷口委員】

結構です。

【福井副会長】

では、多少強引でございますが、既に各部会での審議のような項目にも、話は入っているようにも思いますので、ここで合同部会は終了させていただきます。